

11月11日から17日までは

「税を考える週間」です

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、住民がその能力に応じて分担し合う会費のようなものです。単に税金を納めるだけでなく、税金の仕組みや使いみちについても、是非この機会に考えてみましょう。

主な税に関する行事

| 行事名 | 日時 | 場所 |
|-----------------|---------------------|-------------------|
| 「税に関する習字」入賞作品展示 | 11月10日(月)～11月17日(月) | 扶桑町役場1階ロビー |
| 税の講演会 | 11月7日(金) 14時～15時 | 扶桑町商工会館 2階大会議室 |

身近な税の使いみち

(平成17年度の国と地方公共団体の負担額の合計額)

◆公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育負担額は

小学生 834,000円
中学生 948,000円
高校生(全日制) 911,000円

◆私たちの生活や安全を守るためのもの警察・消防費は

5兆1,419億円
国民1人当たりでは
約40,200円

◆市町村のゴミ処理費用は

2兆2,602億円
国民1人当たりでは
約17,700円

◆国民医療費の公費負担額は

1兆2,610億円
国民1人当たりでは
約94,400円

税金のことについては国税庁ホームページで <http://www.nta.go.jp>

＝ 年末調整等説明会及び青色申告決算等説明会の開催について ＝

平成20年分の源泉所得税の年末調整等説明会と青色申告決算等説明会を、次のとおり開催します。

| 説明会名 | 日時 | 場所 | 持参いただく資料 |
|------------|---|---------------------------|---|
| 年末調整等説明会 | 11月19日(水) 10時～12時 (受付9時30分～) | 小牧勤労センター (小牧市上末2233-2) | 「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等 |
| 青色申告決算等説明会 | 11月19日(水) 13時15分～ 15時15分 (受付12時45分～) | | 「決算書の書き方」、「決算の手引」、「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等 |

※問合せ 小牧税務署 ☎(0568) 72-2111

(青色申告決算等説明会担当) 個人課税第一部門 指導・農業担当 内線313
(年末調整等説明会担当) 法人課税第七部門 源泉担当 内線216

地方公共団体に対する寄附金控除が拡充されました

税務課 内線266・267

住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金の適用下限額などが変わり、平成20年1月以降の寄附が適用になります。

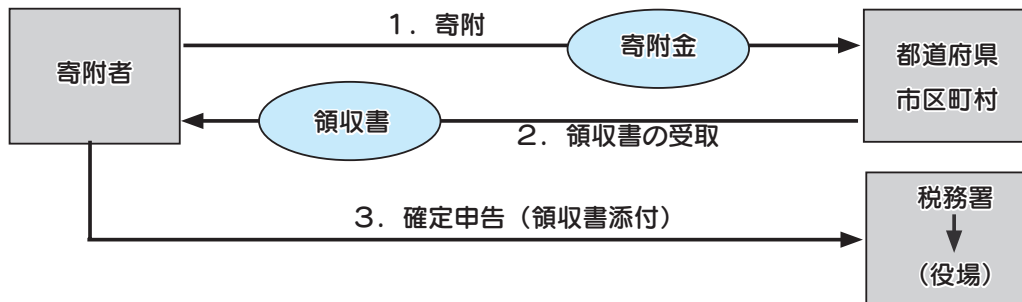
| | 改正前 | 改正後 |
|---------------|--|---|
| 控除方式 | 所得控除方式 | 税額控除方式 |
| 軽減効果 (控除率) | (寄附金-10万円)×10% (上記と右記の10%は、町民税6%と県民税4%を合わせたものです。) | 地方公共団体に対する寄附金のうち5万円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 ①と②の合計額を税額控除 ① (寄附金-5千円)×10% ② (寄附金-5千円)×(90%-0~40%)※ ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度 |
| 控除対象限度額 | 総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額) | 総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額) |
| 適用下限額 | 10万円 | 5千円 |

※「0~40%」とあるのは、所得税で適用される税率を利用します。

なお、住所地の県共同募金会、日本赤十字社支部への寄附金は、②の加算はなく、他の扱いは同様です。

《手続き》

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。



既存住宅の熱損失防止(省エネ)改修工事に伴う 固定資産税の減額措置が創設されました

税務課 内線266・267

一定の熱損失防止(省エネ)改修工事が行われた住宅に対して、翌年度分の固定資産税額の1/3を減額します。なお、減額限度床面積は120㎡です。

《要件》

- (1) 改修工事が平成20年1月1日に存在する住宅(賃貸住宅を除く。)において行われること。
- (2) 改修工事が平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行われること。
- (3) 次の工事(すべて外気等と接するものの工事に限る。)のうち、①を含む工事を行うこと。
 - ① 窓の改修工事
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事
- (4) 改修工事に要する費用が30万円以上であること。
- (5) 改修後3か月以内に建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書を添付して申告すること。

◆その他の減額措置

既存の制度として、住宅耐震改修、高齢者等居住(バリアフリー)改修による固定資産税の減額措置もありますので、ご相談ください。